

(別記様式第 1 号)

計画書作成年度	令和 5 年度
計画主体	福岡市

福岡市鳥獣被害防止計画

<代表連絡先>

担当部署名 福岡市農林水産局総務農林部イノシシ等地域営農対策担当
所在地 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
電話番号 092-711-4852
FAX番号 092-733-5583
メールアドレス einou.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	【獣類】 イノシシ、ニホンザル、シカ、アライグマ、及びアナグマ、タヌキ、イタチ（以下、アナグマ等） 【鳥類】 スズメ、カラス、カモ、ヒヨドリ、ドバト
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	福岡県福岡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状			
		被害数値			
		被害金額		被害面積	
(獣類)					
イノシシ	稲	8,593	千円	8.19	ha
	果樹	315	千円	0.06	ha
	野菜	13,244	千円	1.03	ha
	いも類	566	千円	0.34	ha
	その他	1,394	千円	0.06	ha
	計	24,112	千円	9.68	ha
ニホンザル	稲	5	千円	0.01	ha
	野菜	739	千円	0.06	ha
	計	744	千円	0.07	ha
シカ	計	0	千円	0.00	ha
アライグマ	稲	98	千円	0.09	ha
	計	98	千円	0.09	ha
アナグマ等	稲	42	千円	0.04	ha
	野菜	4,730	千円	0.30	ha
	計	4,772	千円	0.34	ha
(鳥類)					
スズメ	稲	94	千円	0.09	ha
	計	94	千円	0.09	ha
カラス	果樹	462	千円	0.15	ha
	野菜	632	千円	0.06	ha
	計	1,094	千円	0.21	ha
カモ	稲	210	千円	0.20	ha
	野菜	33	千円	0.04	ha
	計	243	千円	0.24	ha
ヒヨドリ	果樹	1,603	千円	0.44	ha
	野菜	577	千円	0.20	ha
	計	2,180	千円	0.64	ha
ドバト	稲	84	千円	0.08	ha
	計	84	千円	0.08	ha

(2) 被害の傾向

イノシシ

福岡市全域に繁殖しており、特に山間部や島嶼部において深刻な被害をもたらしている。平成22年度から継続して侵入防止柵等の設置及び捕獲を行ったことから、農作物被害については減少傾向にあるが、被害総額のおよそ3分の2を占めており、主に水稲、野菜に被害が発生している。また、地面や法面の掘り返し等、生活被害も発生している。

ニホンザル

脇山地区・内野地区を中心に出没し、野菜・果樹の食害や引き抜きなどの農作物被害がある。また、住宅地に頻繁に出没し、民家にある果実を食べたり、令和5年度は、人に噛みつくなどの人的被害も発生している。

シカ

農作物被害は報告されていないものの、東区で目撃・捕獲されている状況であり、今後、農作物被害の発生が予想される。

アライグマ

西区・早良区・南区を中心に農地付近で目撃・捕獲されており、農作物被害が発生している。

アナグマ等

アナグマに関しては、西区・早良区を中心に農地付近で目撃・捕獲されており、主にイチゴやトマト等の野菜を中心に農作物被害が発生している。タヌキ・イタチに関しては、農業被害は報告されていないものの、市内で目撃・捕獲されている状況であり、今後、農作物被害の発生が予想される。

鳥類

志賀島・能古島の島嶼部を中心に、福岡市全域で農作物被害が発生している。特に多い農作物被害は、ヒヨドリの果樹（柑橘類）・野菜（ブロッコリーやキャベツ等）、カラスの果樹（柑橘類）・野菜（トマト等）等である。またカラスは、子育て期間となる春ごろに人を威嚇し、くちばしや爪で人を襲う人的被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和4年度)		目標値 (令和8年度)	
イノシシ	被害金額	24,112	千円	15,000	千円
	被害面積	9.68	h a	6.40	h a
ニホンザル	被害金額	744	千円	670	千円
	被害面積	0.07	h a	0.06	h a
シカ	被害金額	0	千円	0	千円
	被害面積	0.00	h a	0.00	h a
アライグマ	被害金額	98	千円	88	千円
	被害面積	0.09	h a	0.08	h a
アナグマ等	被害金額	4,772	千円	4,295	千円
	被害面積	0.34	h a	0.31	h a
スズメ	被害金額	94	千円	85	千円
	被害面積	0.09	h a	0.08	h a
カラス	被害金額	1,094	千円	985	千円
	被害面積	0.21	h a	0.19	h a
カモ	被害金額	243	千円	219	千円
	被害面積	0.24	h a	0.22	h a
ヒヨドリ	被害金額	2,180	千円	1,962	千円
	被害面積	0.64	h a	0.58	h a
ドバト	被害金額	84	千円	76	千円
	被害面積	0.08	h a	0.07	h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

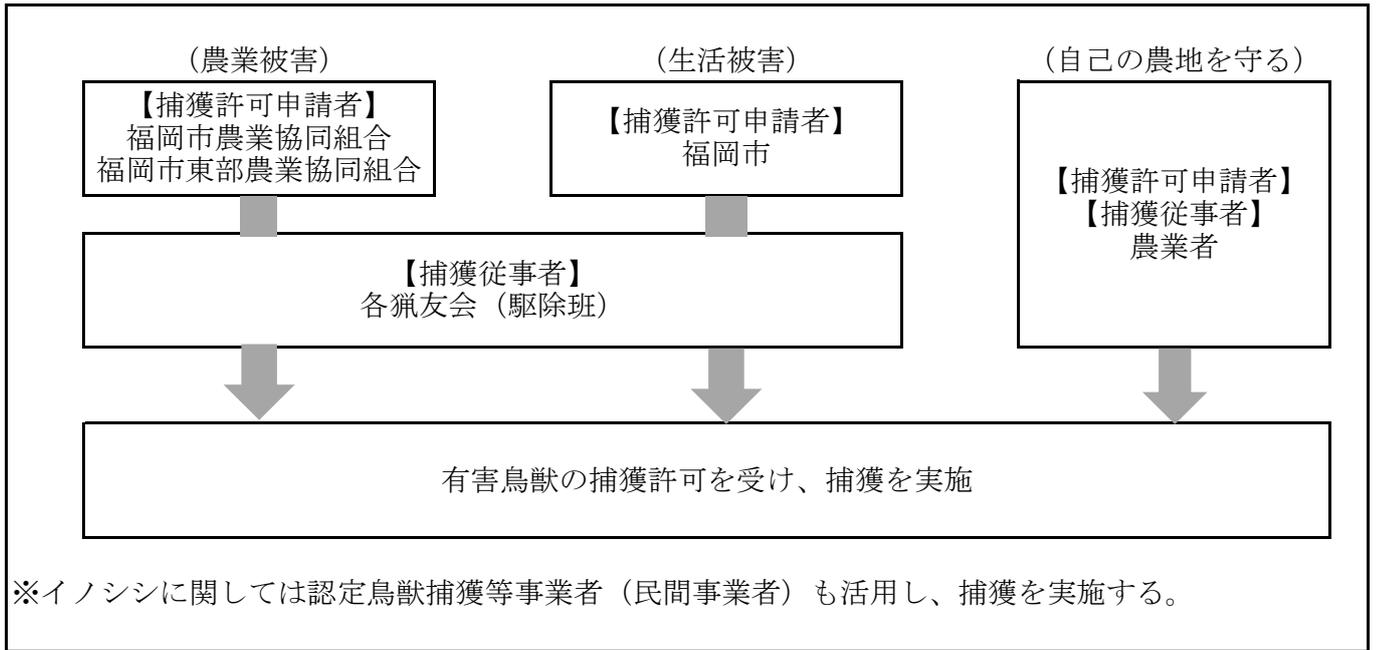
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 農協及び市から猟友会に依頼し、銃器・わなによる予察捕獲及び対処捕獲を実施。また、被害発生に応じて、農家等の自営捕獲者が捕獲を実施 国の鳥獣被害防止総合対策事業や市費を活用し、わな等の捕獲機材を導入 <p><イノシシ対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 市独自の上乘せ報奨金を支給 市内3か所に冷凍保管庫を設置し、捕獲したイノシシを、資源化技術を有する民間事業者や東部工場へ搬出 ICT・IoT（捕獲通知システム）を活用した捕獲活動の効率化を実施 捕獲従事者の確保・育成を図るため、農業者等に対する狩猟免許取得費用の助成を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟者の負担を軽減するため、捕獲作業のさらなる省力化や、新たな狩猟者の育成・確保が必要
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、防鳥ネット等を設置 侵入防止柵の補強・強化を行うための支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ワイヤーメッシュ柵・電気柵の適切な管理方法等について、設置者に対し周知を図る必要がある。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみで行う有害鳥獣の潜み場となるヤブの刈払い、鳥獣を誘引する放任果樹の除去・伐採などの生息環境管理の取組みを支援 市広報誌により、被害の未然防止について広報 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の潜み場となるヤブの刈払い、鳥獣を誘引する放任果樹の除去・伐採など、鳥獣の出没を減少させ被害を防ぐ生息環境管理の取組みが必要

(5) 今後の取組方針

<p>鳥獣被害防止を図るため、鳥獣被害対策の3つの柱である「個体群管理（捕獲）」、「侵入防止対策（防除）」、「生息環境管理」を総合的に実施する。</p> <p>【個体群管理（捕獲）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の鳥獣被害防止総合対策事業や市費を活用し、わな等の捕獲機材を導入する。 <p><イノシシ対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 市独自の上乘せ報奨金を支給 捕獲個体処分にかかる負担軽減のため、市内3か所に設置した冷凍保管庫を設置し持ち込まれたイノシシを、資源化技術を有する民間事業者や東部工場へ搬出 主に捕獲業務を担っている猟友会の負担軽減のため、ICT・IoT機器（捕獲通知システム）を活用を推進し、捕獲活動の効率化を図る。 農業者等に対する狩猟免許費用の助成を実施し、捕獲従事者の確保・育成を図る。 猟友会及び民間事業者が役割分担しながらイノシシの集中捕獲を実施する。 <p>【侵入防止対策（防除）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用した侵入防止柵の導入支援を行うとともに、市費を活用した侵入防止柵の補強・強化を行うため支援を実施し、鳥獣被害の防止を図る。 侵入防止柵の適切な管理方法等について、講習会を実施し、適切な管理方法を啓発する。 <p>【生息環境管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみで行う有害鳥獣の潜み場となるヤブの刈払い、鳥獣を誘引する放任果樹の除去・伐採などの生息環境管理の取組みを支援し、有害鳥獣を寄せ付けない環境を整備する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制



(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンザル シカ アライグマ アナグマ等 スズメ カラス カモ ヒヨドリ ドバト	<ul style="list-style-type: none"> イノシシ用箱わな及び小動物用箱わなを追加導入し、猟友会や実施隊などに貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 捕獲報奨金制度によりイノシシ捕獲数を増加させる。 鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入を行う。 狩猟免許取得者への講習会費用の助成を行う。 シカの捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入を行う。
令和7年度	イノシシ ニホンザル シカ アライグマ アナグマ等 スズメ カラス カモ ヒヨドリ ドバト	<ul style="list-style-type: none"> イノシシ用箱わな及び小動物用箱わなを追加導入し、猟友会や実施隊などに貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 捕獲報奨金制度によりイノシシ捕獲数を増加させる。 鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入を行う。 狩猟免許取得者への講習会費用の助成を行う。 シカの捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入を行う。
令和8年度	イノシシ ニホンザル シカ アライグマ アナグマ等 スズメ カラス カモ ヒヨドリ ドバト	<ul style="list-style-type: none"> イノシシ用箱わな及び小動物用箱わなを追加導入し、猟友会や実施隊などに貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 捕獲報奨金制度によりイノシシ捕獲数を増加させる。 鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入を行う。 狩猟免許取得者への講習会費用の助成を行う。 シカの捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲計画数は鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画と整合性を図るものとする。

イノシシ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度は2,438頭、令和3年度は2,082頭、令和4年度は1,748頭となっており、捕獲頭数は減少しているが、更なる被害減少を図るために令和6年度から集中捕獲を実施し、捕獲圧を強めるため、捕獲計画数は2,300頭とする。

ニホンザル

令和2年度から令和4年度までのあいだに捕獲実績はないが、農家から農作物への被害が発生していることや人に危害を与える事案が継続して発生した際の対応のため、捕獲計画数は10頭とする。

シカ

令和2年度から令和4年度までの捕獲実績（令和2・3年度捕獲実績なし、令和4年度2頭）を基に捕獲計画数は10頭とする。

アライグマ

令和2年度から令和4年度までの捕獲実績（令和2年度1頭、令和3年度20頭、令和4年度62頭）や、外来生物法改正による捕獲強化の影響を考慮し、捕獲計画数は150頭とする。

アナグマ等

令和2年度から令和4年度までの捕獲実績（令和2年度4頭、令和3年度16頭、令和4年度19頭）を基に、捕獲計画数は50頭とする。

鳥類

・スズメ

令和2年度から令和4年度までの捕獲実績はない（農業協同組合からの有害鳥獣の捕獲許可申請なし）が、農家から農作物への被害報告があるため、捕獲計画は200羽とする。

・カラス

令和2年度から令和4年度までの捕獲実績（令和2年度648羽、令和3年度310羽、令和4年度315羽）を基に、捕獲計画数は700羽とする。

・カモ

令和2年度から令和4年度までの捕獲実績（令和2年度270羽、令和3年度275羽、令和4年度144羽）を基に、捕獲計画数は300羽とする。

・ヒヨドリ

令和2年度から令和4年度までの捕獲実績（令和2年度409羽、令和3年度154羽、令和4年度129羽）を基に、捕獲計画数は500羽とする。

・ドバト

令和2年度から令和4年度までの捕獲実績（令和2年度347羽、令和3年度179羽、令和4年度114羽）を基に、捕獲計画数は400羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	2,300 頭	2,300 頭	2,300 頭
ニホンザル	10 頭	10 頭	10 頭
シカ	10 頭	10 頭	10 頭
アライグマ	150 頭	150 頭	150 頭
アナグマ等	50 頭	50 頭	50 頭
スズメ	200 羽	200 羽	200 羽
カラス	700 羽	700 羽	700 羽
カモ	300 羽	300 羽	300 羽
ヒヨドリ	500 羽	500 羽	500 羽
ドバト	400 羽	400 羽	400 羽

捕獲等の取組内容	
イノシシ シカ アライグマ アナグマ等	捕獲手段：箱わな・くくりわな・囲いわな、銃器（但し、集落や住宅付近は除く） 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせた必要かつ適切な期間 捕獲場所：市全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く） アナグマ等については、市街地でも箱わなによる捕獲を実施 アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画に基づき適宜捕獲
ニホンザル	捕獲手段：箱わな（場合によっては銃器） 捕獲期間：年間を通し必要かつ適切な期間 捕獲場所：市全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く）
鳥類	捕獲手段：銃器（但し、集落や住宅付近は除く）、箱わな 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせた必要かつ適切な期間 捕獲場所：市全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
福岡市全域	福岡県事務処理の特例に関する条例に基づき権限移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アライグマ アナグマ等	<ul style="list-style-type: none"> ワイヤーメッシュ柵・電気柵を設置する。 <p>ワイヤーメッシュ 15km 電気柵 40km</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワイヤーメッシュ柵・電気柵を設置する。 <p>ワイヤーメッシュ 15km 電気柵 40km</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワイヤーメッシュ柵・電気柵を設置する。 <p>ワイヤーメッシュ 15km 電気柵 40km</p>
鳥類	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況に応じ、防鳥ネットを設置する。 設置した防鳥ネットの効果が十分に発揮できるよう、実施隊による点検を実施し、必要に応じ、助言指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況に応じ、防鳥ネットを設置する。 設置した防鳥ネットの効果が十分に発揮できるよう、実施隊による点検を実施し、必要に応じ、助言指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況に応じ、防鳥ネットを設置する。 設置した防鳥ネットの効果が十分に発揮できるよう、実施隊による点検を実施し、必要に応じ、助言指導を行う。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備計画等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アライグマ アナグマ等	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設については、効果が十分に発揮できるよう、適切な管理方法等について、講習会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設については、効果が十分に発揮できるよう、適切な管理方法等について、講習会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設については、効果が十分に発揮できるよう、適切な管理方法等について、講習会を実施する。
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会による銃を用いた追払いを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会による銃を用いた追払いを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会による銃を用いた追払いを行う。
鳥類	<ul style="list-style-type: none"> バードパンチャーやカイト鷹による追払いを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> バードパンチャーやカイト鷹による追払いを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> バードパンチャーやカイト鷹による追払いを行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	全般	<ul style="list-style-type: none"> 野菜残渣の適正処理、収穫しない果樹等の伐採、耕作放棄地の解消等、地域による生息環境管理の支援を行う。
令和7年度	全般	<ul style="list-style-type: none"> 野菜残渣の適正処理、収穫しない果樹等の伐採、耕作放棄地の解消等、地域による生息環境管理の支援を行う。
令和8年度	全般	<ul style="list-style-type: none"> 野菜残渣の適正処理、収穫しない果樹等の伐採、耕作放棄地の解消等、地域による生息環境管理の支援を行う。

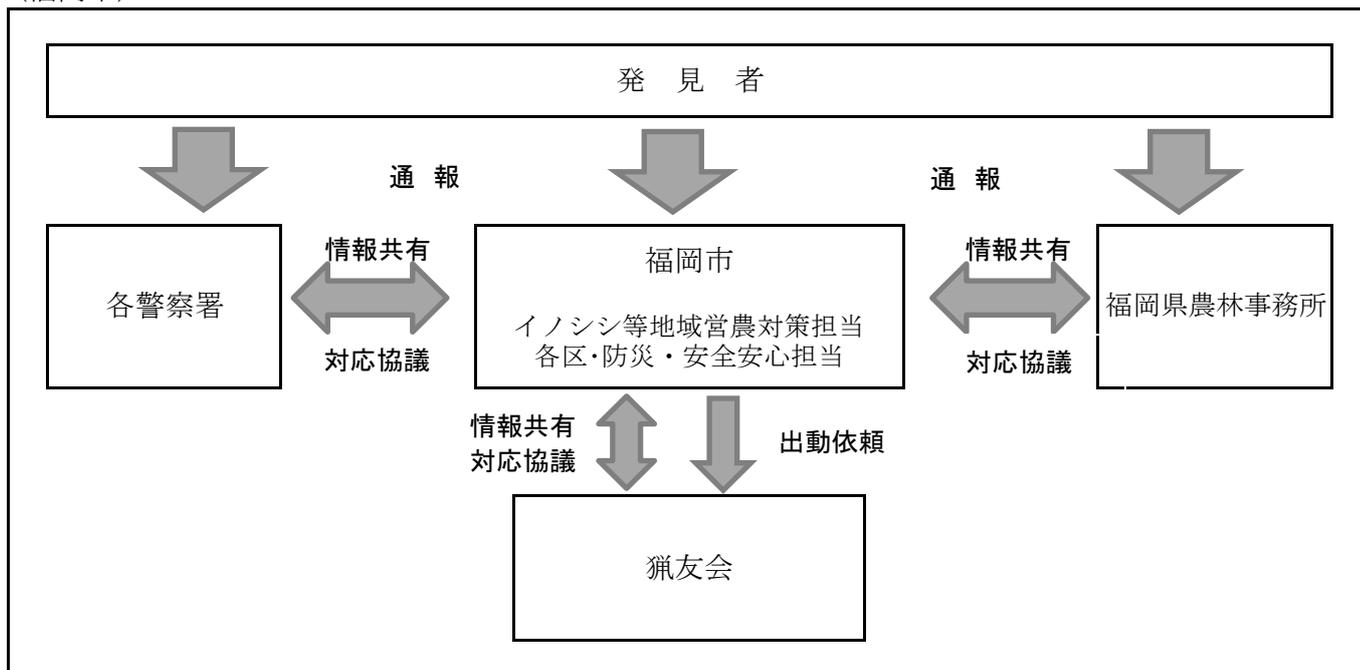
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
福岡市（イノシシ等地域営農対策担当、各区役所防災・安全安心担当課）	住民の安全確保にかかる対応（地域や関係機関への情報提供、周辺地域の巡回、捕獲にかかる猟友会との連携・連絡調整等）
各警察署	住民の安全確保にかかる現場対応
福岡農林事務所農山村振興課	市担当課への指導、助言
猟友会	わなや銃器による捕獲

(2) 緊急時の連絡体制

(福岡市)



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、捕獲者自身により自家消費や埋設・焼却処分（イノシシについては市が設置している冷凍保管庫への搬入も可）を行う。また、処理加工施設がある地域周辺については、施設への持ち込みなど適切な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲者に対し福岡市近郊の処理加工施設を利用するよう普及啓発を行い、食肉利用の促進を図る。
----	--

(2) 処理加工施設の取組

福岡市近郊の処理加工施設の従業者を捕獲確認者に認定

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工業者により、捕獲実施者に対し、食品利用を行う際の止め刺し方法等の説明会を実施

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	福岡市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
福岡市森づくり推進課	捕獲許可 森林被害への対応
福岡県広域森林組合 福岡西支店	林業者団体の立場から、事務局が提案した企画を検討し、受益林家との連絡調整を行なう。
福岡市園芸振興協会	市内の園芸生産農家の振興を図る立場から、事務局が提案した企画を検討し、受益農家との連絡調整を行なう。
福岡市農業協同組合	農業者団体の立場から、事務局が提案した企画を検討し、受益農家との連絡調整を行なう。
福岡市東部農業協同組合	農業者団体の立場から、事務局が提案した企画を検討し、受益農家との連絡調整を行なう。
農家代表	農業者の立場から、事務局が提案した企画を検討し、受益農家との連絡調整を行なう。
福岡農林事務所 福岡普及指導センター	事務局が提案した企画を検討し、技術的な助言、検討を行う。
猟友会（福岡、西福岡）	狩猟免許取得者に対し、効果的な捕獲方法等の指導を行う。 有害鳥獣捕獲等を実施し、個体数調整を行う。
福岡市イノシシ等地域営農対策担当	事務局として、協議会を総括する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県福岡農林事務所	協議会の活動に対し、指導・助言を行う役割
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	協議会の活動に対し、指導・助言を行う役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員9名を任命

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

認定鳥獣捕獲等事業者（民間事業者）を活用した捕獲等の事業を実施

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害にかかる情報を糸島市鳥獣防止対策協議会などの関係機関と共有するとともに、県が広域的に実施する事業と連携し、有効な取組みを推進する。
